

一 般 廃 棄 物 搬 入 届 出 書 (許可業者用)

(宛先)鎌倉市長

搬 入 者
許可業者番号
所在地(住所)
事業所名
代表者氏名
電話番号 ()

搬入年月日等	年 月 日	時 分 搬入
搬 入 車 両	車両番号	トン積み車
搬入先	環境センター ()	

No.	排出事業者名		廃棄物の種類
	電 話 番 号	所 在 地	
	()		☐ 生ごみ ☐ 汚れた紙類 ☐ 紙おむつ ☐ その他()
	()		☐ 生ごみ ☐ 汚れた紙類 ☐ 紙おむつ ☐ その他()
	()		☐ 生ごみ ☐ 汚れた紙類 ☐ 紙おむつ ☐ その他()
	()		☐ 生ごみ ☐ 汚れた紙類 ☐ 紙おむつ ☐ その他()
	()		☐ 生ごみ ☐ 汚れた紙類 ☐ 紙おむつ ☐ その他()
	()		☐ 生ごみ ☐ 汚れた紙類 ☐ 紙おむつ ☐ その他()
	()		☐ 生ごみ ☐ 汚れた紙類 ☐ 紙おむつ ☐ その他()
	()		☐ 生ごみ ☐ 汚れた紙類 ☐ 紙おむつ ☐ その他()

(注意事項)

- 1 搬入の際は、必ずこの届出書を提出してください。提出がない場合は搬入できません。
- 2 廃棄物が届出書の記載内容と相違した場合、又は廃棄物が分別されていない場合には、受入を拒否することがあります。
- 3 処理作業に支障がある時は、前処理の指示や受入の制限をすることがあります。
- 4 環境センター内では職員の指示に従い、安全作業に努めてください。
- 5 受入れできない物
産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、紙くず(※)、木くず(※)、繊維くず(※)など)、資源物(新聞、雑誌、段ボール、ボール紙、紙パック、オフィス用紙等の紙類、布類、植木剪定材)、排出禁止物(土石類など)
(※)建設業に係る紙くず、木くず、繊維くずは産業廃棄物
- 6 搬入先指定物
鎌倉市内で発生した一般廃棄物である植木剪定材は、
植木剪定材受入事業場（鎌倉市関谷1493-2 電話:0467-45-0526）へ搬送してください。
- 7 問い合わせ先
処分方法：ごみ減量対策課笛田分室（0467-84-8706） 搬入：環境センター（0467-44-5344）

[illegible]